

現在ぽっぽでは、香芝市および香芝市と協定を結んでいる市町村に住まわれている非課税世帯・生活保護受給世帯に対して、保育料の減免制度が適用されています。

対象者の方は、ぽっぽご利用当日の朝クリニック窓口にて、非課税世帯・生活保護世帯がわかる書類(課税証明書・非課税証明書等)を持参し、提出してください。減免措置の対応をさせていただきます。

当日朝に書類をお忘れにならないようご注意ください。

お忘れになられた場合の減免措置対応は、そのご利用月内に書類提出があれば「減免措置対応による保育料の返金」をさせていただきます。

ご利用月が変わりますと減免措置対応を致しかねます。ご了承ください。

かわしま内科・外科・こどもクリニック併設

病児保育室ぽっぽ